

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

会 費 規 程

本協会の会費は、定款第9条の規定に基づき、入会金及び会費について次のとおり定める。
会員の区分は、正会員及び賛助会員の2種とし、入会金は正会員が負担し、年会費は正会員及び賛助会員それぞれが負担するものとする。

1 入会金（正会員）

- | | | |
|----------------------|-----|---------|
| (1) 個人会員 | 入会時 | 5,000円 |
| (2) 団体会員（自治体、団体、企業等） | 入会時 | 50,000円 |

2 年会費

- | | | |
|--------------------|-----|-----------|
| (1) 正会員 | | |
| ア 個人会員 | 年 間 | 10,000円 |
| イ 団体会員（自治体、団体、企業等） | 年 間 | 100,000円 |
| (2) 賛助会員 | | |
| ア 個人会員 | 年 間 | 5,000円以上 |
| イ 団体会員（自治体、団体、企業等） | 年 間 | 50,000円以上 |

3 納期

- (1) 入会金は、入会時のみ納めるものとするが、退会しても返還しないものとする。
- (2) 会費は、年度当初（6月末日まで）に全額を納めるものとする。ただし、入会の時期が10月以降の場合は、会費を半額とする。なお、納入された会費は、年の途中で退会しても返還しないものとする。

4 改廃 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年5月1日（公益認定を受け移行の登記をした日）から施行する。